

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月23日
【事業年度】	第9期（自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日）
【会社名】	ラクスル株式会社
【英訳名】	RAKSUL INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 松本 恭攝
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-6629-4893
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永見 世央
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-6629-4893
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永見 世央
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月	平成30年7月
売上高 (千円)	761,839	2,644,963	5,082,189	7,675,055	11,174,249
経常利益又は経常損失 () (千円)	373,482	1,731,998	1,438,737	1,163,101	43,242
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	374,741	1,754,754	1,448,470	1,175,411	15,459
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	920,687	2,920,556	2,920,556	100,000	1,926,045
発行済株式総数					
普通株式 (株)	147,759	147,759	147,759	147,759	27,548,600
A種優先株式	-	68,961	68,961	68,961	-
B種優先株式	-	-	-	25,000	-
純資産額 (千円)	1,336,274	3,583,512	2,135,041	3,009,629	6,675,797
総資産額 (千円)	1,568,417	4,426,066	3,535,257	4,869,763	8,787,883
1株当たり純資産額 (円)	9,043.36	2,832.43	126.35	205.90	242.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	2,536.17	11,875.79	98.03	79.55	0.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	0.66
自己資本比率 (%)	85.2	81.0	60.4	61.8	76.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	0.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	4,044.84
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,315,534	974,789	137,813
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	561,007	113,627	139,961
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	362,132	2,268,954	3,342,920
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	1,844,908	3,025,445	6,366,217
従業員数 (人)	27	48	64	118	180
(外、平均臨時雇用者数)	(34)	(20)	(31)	(46)	(19)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第7期から第9期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。第5期及び第6期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 第5期から第8期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、平成29年7月31日において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第5期から第8期までの自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 第5期から第8期までの株価収益率については、平成29年7月31日において当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 第5期及び第6期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 第7期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第5期及び第6期の数値につきましては、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査証明は受けておりません。
12. 平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は平成30年5月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【沿革】

年月	事項
平成21年9月	印刷の新しい発注の仕組み作りを目的としてTectonics株式会社を設立
平成22年1月	社名をラクスル株式会社に変更
平成22年4月	印刷通販の価格比較サービスサイト「印刷比較.com」の運営を開始
平成22年8月	業務拡張のため本社を東京都港区海岸へ移転
平成22年9月	「印刷比較.com」を「ラクスル」に名称変更・サイトリニューアル
平成23年3月	業務拡張のため本社を東京都港区田町へ移転
平成23年11月	「ラクスル」をサイトリニューアル
平成23年12月	業務拡張のため本社を東京都港区芝浦へ移転
平成25年3月	印刷のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」を開始
平成25年11月	業務拡張のため本社を東京都港区虎ノ門へ移転
平成26年6月	TVCMの放送を開始
平成27年3月	広告のプラットフォームとして集客支援（広告）サービスの提供を開始
平成27年10月	海外展開のため100%子会社としてRAKSUL INTERNATIONAL PTE. LTD.をシンガポールに設立
平成27年11月	業務拡張のため本社を東京都品川区上大崎へ移転
平成27年12月	物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を開始
平成29年4月	京都事業所を開設
平成29年7月	ヤマトホールディングス株式会社との資本提携を実施
平成30年5月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

当社は「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」という企業ビジョンの下、デジタル化が進んでいない伝統的な業界にインターネットを用いて新しい仕組みを創り、既存のビジネス慣習を変えていくことで、当社の主な顧客である国内の企業・個人事業主の経営をより良くすることを目指し、事業を展開しております。

その主たる事業内容は、印刷事業（印刷・集客支援（広告）のシェアリングプラットフォームである「ラクスル」）及び運送事業（物流のシェアリングプラットフォームである「ハコベル」）であります。

インターネットの普及及び技術革新により、既存産業におけるサプライヤー（当社の場合、印刷事業における提携印刷会社や配布会社及び運送事業における提携運送会社）を統合するコストが大幅に低下しました。当社は、産業ごとにプラットフォームを創出することで、1社が全ての製造及び販売機能を持つのではなく、サプライヤーと顧客の需給を効率良く結び付ける産業形態の在り方を提示したいと考えております。

当社の各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。なお、以下に示す事業区分は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（1）印刷事業

当社の主たる事業であります印刷事業について、印刷業界全体の市場規模は5.5兆円（注1）と大きなものであります。市場に約2万5,000社（注2）のもの中小印刷会社が存在しており、供給過多になっているため、印刷機の実際の稼働率は低い水準にあると当社では考えております。また、印刷機によって印刷できる印刷物が異なるため、自社で刷れないものは他の印刷会社に依頼するという“まわし仕事”が発生しております。

当社は、現状非効率な印刷業界にとってより良いビジネス環境をつくりたいと考え、インターネットを使って全国の顧客から印刷の注文を集め、その注文を当社がネットワークとして築いている印刷会社に発注し、印刷機の非稼働時間を使って印刷をする仕組みを開発、提供しております。具体的には、まず、顧客が「ラクスル」のウェブサイト上で印刷物の部数や納期等を選び、印刷データをアップロードします。その後、当社は印刷データを印刷に適したデータに加工し、提携印刷会社へ印刷を委託します。印刷会社は当社から受領した印刷データを印刷後、直接顧客へ品物をお届けします。当社との取引を通して、提携印刷会社の印刷機の稼働率の向上を図り、印刷会社の経営にも資する形での事業展開を実施しております。なお、現状国内の印刷EC市場は約920億円程度（注3）の規模であると言われております。

また、当社は印刷事業の海外展開の一環で、当社の100%子会社であるRAKSUL INTERNATIONAL PTE. LTD.を通じて、インドにおいて現地の印刷EC企業に対するベンチャー投資を行っております。

加えて当社は、ネット印刷の事業を基軸に、印刷物のデザインサービスや、印刷したチラシの新聞折込・ポストイングといった、狭小圏内での“集客支援（広告）のワンストップサービス”を提供しております。新聞折込やポストイングは、当社のウェブサイト上で、オンラインの地図上からチラシを配布したい地域と配布希望日を選択すると、自動的に配布枚数と料金が算出され注文することが可能となっております。既存の広告代理店では数百枚程度の小ロットのチラシの配布の場合、単価が低すぎるために営業のコストを回収できず、対応は難しいとされてきました。当社はほとんどのプロセスをEC化することで人件費を中心とした営業費用をなくし、小ロットでも低単価で配布できる体制を築いております。結果として、これまで予算が足りず新聞折込やポストイングを使えなかった中小企業・個人事業主のマーケティング活動を可能にしました。また、更なる顧客の利便性を目的として広告枠の販売（TVCMや駅貼りポスター）の提供を始めております。

（受発注形態）

当社は、商品の仕入販売に関しては、店舗・営業所・印刷工場を保有せず、顧客からの受注機能、受注商品の提携印刷会社への発注機能、及びコールセンターにおける顧客サポート機能のみを保有しており、受発注管理のほぼ全てをインターネットを通じて行っております。商品・仕様・納期に応じて当社が設定した価格で顧客に印刷物や配布サービスを販売し、印刷会社・配布会社へは事前に合意した仕入価格で委託を行っております。仕入価格は随時見直しを行っており、販売価格と仕入価格は直接的な連動はしていません。また、自社ホームページを通じて商品を購入する顧客の情報をデータベース化し、顧客ごとの購買特性を販売活動に反映させることを可能にする仕組みを構築しております。

顧客に対するアプローチは、電子メールによるダイレクトメールの送信、インターネットを通じた広告の掲載及びテレビ等のマス媒体広告を利用しており、各手法を組み合わせることにより新規獲得、追加販売並びに離脱防止に努めております。

(取扱商品)

取扱商品は、チラシ、冊子といった商業印刷の各種商品、名刺、封筒といった事務用印刷の各種商品を中心としております。印刷物は、各商品において紙のサイズや紙種、加工の有無等仕様が多岐に亘っております。また、集客支援(広告)サービスにおいては、新聞折込、ポスティングやダイレクトメールのほか、TVCMや駅貼りポスター等を取り扱っております。

「ラクスル」の累計ユーザー数の推移は以下のとおりであります。

	累計ユーザー数(ユーザー) (注)4
平成28年7月期	
第1四半期(10月末)	189,064
第2四半期(1月末)	218,125
第3四半期(4月末)	258,477
第4四半期(7月末)	293,690
平成29年7月期	
第1四半期(10月末)	329,546
第2四半期(1月末)	360,175
第3四半期(4月末)	405,384
第4四半期(7月末)	452,941
平成30年7月期	
第1四半期(10月末)	507,873
第2四半期(1月末)	555,050
第3四半期(4月末)	611,137
第4四半期(7月末)	661,815

「ラクスル」は平成25年3月にサービスを開始し、累計ユーザー数は66万ユーザー(平成30年7月末現在)を超えております。

- (注)1. 経済産業省大臣官房調査統計グループ「工業統計調査 平成26年確報 産業編」(計測時点は平成26年)
 2. 上記1.における「印刷・関連産業」の事業所数を記載しております(計測時点は平成26年)
 3. 株式会社矢野経済研究所「印刷通販市場に関する調査結果2013」平成25年11月7日発表における印刷通販市場の平成30年度見通し
 4. 累計ユーザー数は、「ラクスル」に会員登録したユーザーの累計数であります。また、一度も発注を行ったことのない非アクティブなユーザーも含まれております。

(2) 運送事業

運送事業は、荷物を送りたい顧客と運送会社のドライバーをマッチングして、インターネット上で荷物の配送予約から支払までを行うことができる物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営しております。顧客がパソコンやスマートフォンから「ハコベル」のウェブサイトを通じて依頼すると、その情報が「ハコベル」に登録したドライバーのパソコンやスマートフォンに届きます。その中で条件が合うドライバーが受注し、依頼時間にトラックで向かい、荷物を積んで、配送先にお届けします。「ハコベル」は平成27年12月にサービスを開始し、顧客には様々な利用目的でご注文頂いておりますが、特に都市内輸送とラストマイル配送(注5)でご活用頂いております。

本サービスでは、インターネットを使って各運送会社の非稼働時間を有効活用し、低価格な配送サービスの仕組みの実現を目指しております。サービス利用後には顧客がドライバーを評価する仕組みを設け、優良ドライバーのみをネットワーク化することで、高品質のサービスを提供していく方針です。

「ハコベル」がターゲットとする国内の運送業界は、14兆円(注6)という巨大な市場にもかかわらず、上位数社で売上の大部分を占める状況にあると考えております。しかしながら、実際の運送は大手運送会社ではなく、40,000社以上の中小運送会社(車両数20台以下)(注7)が下支えしているという、多重下請け構造となっております。

また、車両の手配は電話・FAX等が主流で、1社1社運送会社へ連絡をして車両の空き状況を確認するという人力に頼った運用が一般的となっております。このような業界をインターネットの力で効率化・フラット化することで、新たな価値を顧客・運送会社双方に提供することを目指して、運送業界に参入しております。「ハコベル」では、荷主とドライバー間のやり取りを全てウェブサイトやスマートフォンのアプリで行います。トラックの手配、案件の伝達・管理、納品書や請求書のやり取り等、これまで電話やFAXを使い紙や表計算ソフトで管理していたものを全てデジタル化しました。手間を大幅に削減できることで運送会社やドライバーの生産性が向上し、またコミュニケーションミスによる誤配送も減少します。

料金については、まず顧客から当社へ利用代金が支払われ、当社から運送会社へは事前に合意した配送委託代金を支払います。原則として車種と配送距離によって決まる明瞭な料金体系としており、カーゴ便や軽トラックに積載できる範囲であればどれだけ荷物を積んでも一律の料金となっております。さらに、24時間365日いつでも簡単に予約申し込みができ、また、配送状況をリアルタイムで確認することができるようになっております。

これにより、利用者が思い立ったときに“すばやく”“かんたん”に“信頼できる”配送サービスを利用することができることを目指しております。一方ドライバーはスマートフォンの専用アプリへダイレクトに配送依頼が届くことで、仕事が入っていない時間帯を有効活用し、稼働率を高めることができ、ドライバー不足や待遇改善等、日本が抱える物流危機を解決する取り組みの一つになると考えております。さらに今後は、利用者からの評価をドライバーに開示することで仕事に対するモチベーションを喚起し、サービス品質の更なる向上に努めてまいります。

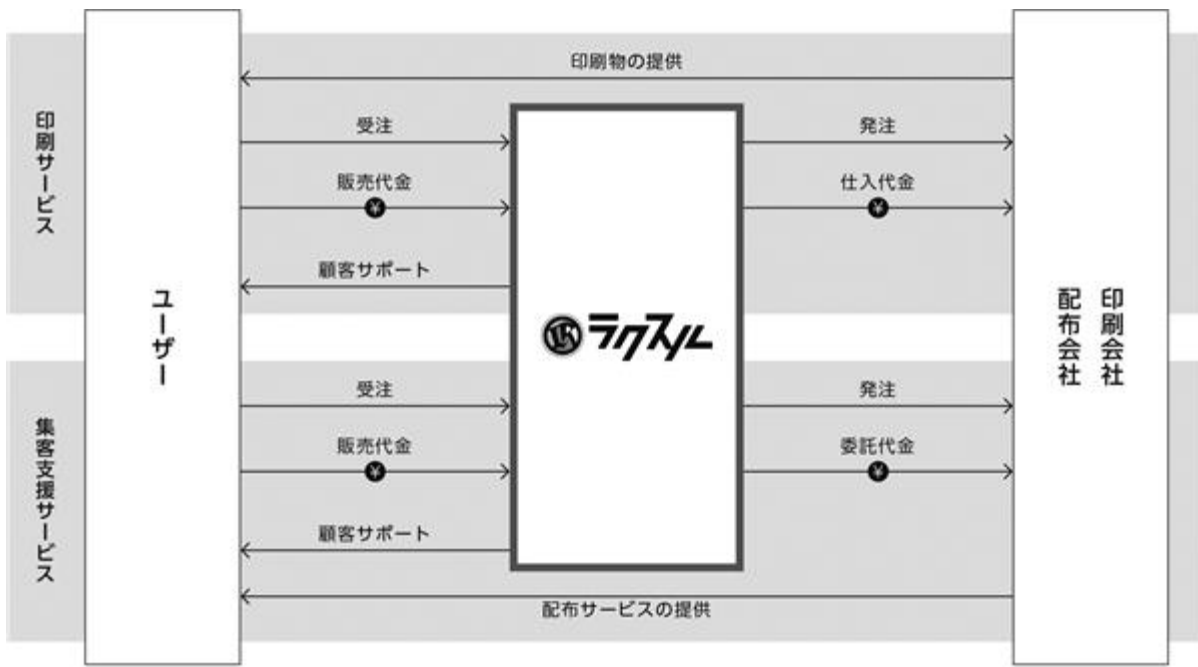
(注) 5. 最終拠点からエンドユーザーまで商品を届ける、物流の最後の区間の運送サービスのことを意味します。

6. 国土交通省「物流を取り巻く現状について」平成29年2月(計測時点は平成26年)

7. 国土交通省「貨物自動車運送事業者数(規模別)」平成28年3月31日(計測時点は平成27年)

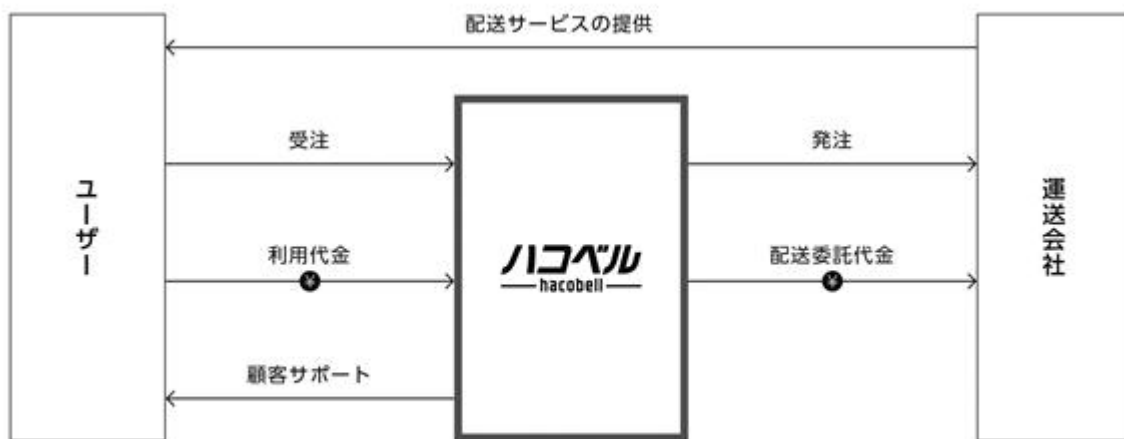
[事業系統図]

(1) 印刷事業



(注) ●がついている矢印は、金銭の流れを示しております。

(2) 運送事業



(注) ●がついている矢印は、金銭の流れを示しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) INTERNATIONAL DIGITAL SOLUTIONS PTE.LTD. (注)1	シンガポール	650,100 米ドル	印刷事業	41.4 (41.4)	印刷ECに関する 助言

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
180(19)	32.8	1.8	5,974,063

セグメントの名称	従業員数(人)
印刷事業	104(18)
運送事業	21(1)
報告セグメント計	125(19)
全社(共通)	55(-)
合計	180(19)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、システム部門、管理部門等に所属しているものであります。
4. 当期中において、従業員数が62名増加しております。これは主に事業の拡大に伴い期中採用者が増加したこと及び雇用形態の変更を実施したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」を企業ビジョンとし、デジタル化が進んでいない既存の産業をインターネットにより効率化し、最終顧客に対して一層の便益を提供していくことを通じて、社会へ貢献してまいります。

(2) 経営戦略等

今後の中長期的な方向性としては、全国の顧客に対して印刷や物流をはじめとするBtoBの各種サービスをEC等の形式で提供していくことにより、国内におけるBtoBプラットフォームの主力企業に成長し、また国内の事業で培ったノウハウをもとに、海外への事業展開を図ってまいります。具体的な経営戦略は以下のとおりであります。

() 当社の企業ビジョンと事業展開方針

当社の経営ビジョンと事業概要

当社は、上記の企業ビジョンの下、顧客ニーズと提携印刷会社又は提携運送会社の余剰キャパシティ（注1）（提携印刷会社が保有する印刷機の新稼働時間及び提携運送会社が保有する運送トラックの新稼働時間）を繋ぐプラットフォームの運営を行っております。

当社サービスの意義：産業にもたらす変革

印刷や物流をはじめとする20世紀に築かれた産業は、資本を持つ大企業が莫大な費用を投じて製造設備を購入し、その製造キャパシティを営業が販売し、過剰に販売した部分を繋がりのある下請けに回すといった、大企業を頂点とする多重下請けのピラミッド型の産業構造を作り上げました。しかし、インターネットの普及及び技術革新により、既存産業におけるサプライヤー（注2）を統合するコストが大幅に低下しました。当社は、この多重下請け構造下にある中小印刷会社や中小運送会社をインターネットで結びつけ、仮想的に巨大な供給キャパシティを持ち、ECサイトを通じて直接発注者と繋げるシェアリングプラットフォームを創出することで、1社が製造から販売まで全ての機能を持つ産業形態ではなく、サプライヤーと顧客の需給を効率良く結び付ける21世紀型の産業形態の在り方を提示したいと考えております。当社が産業にもたらす変革の例は以下のとおりであります。

・垂直統合から水平統合への変革

(例) 印刷業界：自社グループ内で、営業部門、印刷工場、研究開発部門等を保有する垂直統合の形態から、プラットフォームにより各社が保有する印刷工場を水平統合する形態への変革

・自社グループ1社での設備投資から、水平統合による巨大なキャパシティへの変革

・ピラミッド型の多重下請け構造からネットワーク型のプラットフォームへの変革

(例) 運送業界：顧客から受注を行う大手運送会社が中小運送会社を実際の運送を委託する多重下請け構造からの変革

BtoBのプラットフォームとしてのユニークなポジショニング

当社は、事業者と事業者を繋ぐBtoBのプラットフォームとして既存産業の革新を実現するという、ユニークなポジショニングを目指しております。

プラットフォーム価値を拡大するためには、テクノロジー（インターネット関連技術、プラットフォームの構築技術）、マーケティング（顧客の集客力）及びオペレーション（プラットフォームの運営力）の各要素を高い次元で有機的に連携することが必要であり、当社は、各要素の高度化と連携に向けた施策に継続的に取り組んでまいります。

() 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉：顧客数×ARPU（注3）

当社は、顧客からの信頼の総和であり、プラットフォームとしての価値でもある売上高と、顧客及びサプライヤーへの付加価値の総和である売上総利益（当社は、売上高からサプライヤーに仕入代金を支払った残りを売上総利益として計上）の最大化を重視した経営を行っております。売上高を構成する顧客数×ARPUの最大化と、提供するサービスの高付加価値化及びサプライヤーの生産性向上による売上原価の低減により実現される売上総利益率の最大化を目指す方針であります。

高い定着性を有する顧客基盤がもたらす安定的な収益基盤

当社の顧客の特徴は、1回の利用で終わるのではなく、複数回の注文を行って頂ける点にあると考えております。当社ではリピート率又は注文回数を管理しておりますが、直近の印刷事業の状況は下記のとおりであります。

	年間購入者数 (年間合計)	1人当たり 注文回数(年平均)	1件当たり 注文単価(年平均)
平成28年7月期	134,805人	3.45回	10,863円
平成29年7月期	185,107人	3.55回	11,423円
平成30年7月期	251,833人	3.64回	11,572円

()プラットフォーム「ラクスル」の戦略

需要・供給双方にWin-Winな自律的成長モデル

当社は、プラットフォーム「ラクスル」の運営を通じ、ユーザー（顧客）とサプライヤーをエンパワメント（注4）することで、サプライヤーの増加、当社プラットフォームのキャパシティの拡大、ユーザーの増加、取引量の増加、さらなるサプライヤーの増加という、自律的な成長モデルの実現を目指しております。

供給サイド：ファブレス（注5）モデルによる柔軟な供給と資本効率の高い生産体制の実現

当社プラットフォームのサプライヤーに対する付加価値は、余剰キャパシティの活用による稼働率、生産性の向上にあると考えております。これにより、当社は印刷という装置産業において、シェアリングによる仮想印刷工場を作り、設備投資を行わずにスケール可能な資本効率の高いビジネス展開を実現しております。また、工場投資が不要なため、生産キャパシティの拡張をスピーディーに行うことができ、売上の急成長にも耐えられる生産体制を構築しております。規模の拡大に対応可能な印刷キャパシティを確保し、アセットライトモデル（注5）として、高い資本効率性の実現が可能となります。

需要サイド：ファブレスモデルによる固定費削減で潜在市場を開拓

当社プラットフォームのユーザーに対する付加価値は、小ロットから低コストで発注が可能のため、中小企業・個人事業主等の顧客が裾野広く利用できる点にあると考えております。当社は一般の印刷会社に比べ、小ロットの印刷を低価格で提供しております。それは、「ギャンギング」（多面付け印刷）を行うことで一般的な印刷会社に比べて大幅なコストダウンを実現しているためです。当社はインターネットで全国から毎日数千の注文を受注し、同じ紙質、同じ部数の注文を多く抱えており、1つの印刷用版で複数の顧客の印刷物をまとめて印刷することが可能になることで、製版コストを複数社で按分し、1社あたりのコストを大幅に下げることが可能となっております。特に固定費の比率が高い小ロットの印刷物は既存の印刷会社に比べ競争力の高い価格で提供できるようになり、小ロット・低価格という新しい印刷市場を生み出しております。これが、特定顧客への依存度が低く、高い定着性を有する顧客基盤の獲得に繋がっていると考えております。

集客支援（広告）サービス

当社の大きな特長は、印刷に限らず、中小企業・個人事業主が多い「ラクスル」の顧客の集客活動（マーケティング活動）を支援する点にあります。印刷物のデザインから、新聞折込、ポスティング、ダイレクトメール等の配布手配までをオンライン上で手軽に行うことができます。例えば、新聞折込やポスティングは、当社のウェブサイト上で、オンラインの地図上からチラシを配布したい地域と配布希望日を選択すると、自動的に配布枚数と料金が算出されるようになっており、パソコンの操作が苦手な人でも直感的な操作で注文することができます。新聞折込は、新聞の銘柄を指定することも可能となっております。

既存の広告代理店では数百枚程度の小ロットのチラシの配布の場合、単価が低すぎるために営業のコストを回収できず、対応は難しいとされてきました。当社は、ほとんどのプロセスをEC化することで人件費を中心とした営業費用をなくし、小ロットでも低単価で配布できるようにしました。これにより、これまで予算が足りず新聞折込やポスティングを使えなかった、中小企業・個人事業主のマーケティング活動を可能にしました。当社は、この集客支援（広告）サービスを展開することにより、ARPUの最大化を図っております。当該サービスを展開するメリットは、印刷物の販売だけではなく販売促進目的の配布サービスを提供することによる顧客単価の上昇、注文件数の増加、ユーザーとの関係性強化、リピート率の上昇等であります。サービス別の売上高構成は以下のとおりであります。

	売上高 (合計)	印刷事業				運送事業	
		印刷ECサービス		集客支援（広告）サービス		金額	割合
		金額	割合	金額	割合		
平成28年7月期	50.8億円	44.1億円	86.8%	6.3億円	12.6%	0.3億円	0.6%
平成29年7月期	76.7億円	63.1億円	82.3%	11.8億円	15.5%	1.6億円	2.2%
平成30年7月期	111.7億円	86.0億円	77.0%	19.9億円	17.8%	5.0億円	4.6%

継続的な業務改善を可能にするリアル・オペレーション・ノウハウ

当社は、プラットフォームの運営者でありながら、生産オペレーション面での学習と研究開発を目的として、提携印刷会社と顧客の間のサプライチェーンに直接関与することで、売上原価の低減による売上総利益率の継続的な改善を図っております。具体的な施策は下記のとおりであります。

(a) 自社保有印刷機の活用

- ・最新設備を提携印刷会社へ試験導入（3台を貸与）
- ・ギャングング（多面付け印刷）による小ロット印刷の効率化
- ・実機運用を通じて最適な運用プロセスを設計し、他の提携印刷会社へも展開

(b) 資材の共同購買

(c) 新資材の積極開発

(d) 物流網の最適構築

〔用語説明〕

- (注1) キャパシティ
 生産能力や処理能力のこと。当社の場合、提携印刷会社が保有する印刷機の実稼働能力、提携運送会社が保有する運送トラックの配送能力を指す。
- (注2) サプライヤー
 材料や部品等の供給者のこと。当社の場合、提携印刷会社や配布業者、提携運送会社等を指す。
- (注3) ARPU
 Average Revenue Per Userの略。1顧客あたりの平均売上金額であり、単価×購入頻度で計算される。
- (注4) エンバワメント
 自律性を尊重しつつ、支援し力を付けること。
- (注5) ファブレス、アセットライトモデル
 製造設備、製造工程を保有せずに製造業としての活動を行うこと。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、上記「() 当社の企業価値の源泉」に記載のとおり、売上高及び売上総利益を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

国内印刷EC市場の拡大

当社が事業を展開する国内印刷EC市場は、株式会社矢野経済研究所が発表した「印刷通販市場に関する調査結果2013」によると、平成24年度から平成30年度までの年平均成長率が10%超、また平成30年度の市場規模は920億円に拡大していると想定されております。EC化率の継続的な上昇を背景に急速な成長を続ける国内印刷EC市場の中で、リーディングカンパニーの1社として市場を牽引する立場であり続けることが当社の成長においても重要であると考えております。

サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

顧客ニーズ充足を意識した商品ラインナップ拡充

当社における顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化いたします。当社は、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、一般的にロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含めた取扱商品の拡大を推進するとともに、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へと繋げていくことが重要であると考えております。新規カテゴリとしては、平成27年3月に集客支援(広告)サービスを開始する等、商品ラインナップの拡充を継続的に進めております。

事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

当社の事業モデルの特長の一つに、自社では印刷工場を有することなく全国の印刷会社と提携し、各会社における印刷機の非稼働時間を活用することで、ファブレス型の生産体制を採用している点があります。事業基盤が拡大するにつれて提携印刷会社数及び一会社当たりへの発注量も増えていきますが、提携印刷会社との綿密なコミュニケーション及び協業により、事業が拡大していく中でも低価格かつ安定した品質の商品を継続して提供してまいります。

取引データの蓄積・解析体制の強化

当事業での取引の情報は、日々当社データベースに蓄積されております。注文情報や商品構成等、ユーザーの動きを把握し、PDCAサイクルを高速で回せる仕組みを整備しておりますが、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。例えば、どのような顧客がどのような商品をどのような単価で注文したか、というECサイトならではの情報をビッグデータとして蓄積し、独自に解析することで、サービスレベルとユーザーのロイヤリティを向上させていくことが今後のサービス拡充においては必要不可欠であると考えております。そのため、取引を通じて取得するデータの整備とこれを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

情報管理体制の強化

当社は、ユーザーの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

システムの安定性強化

当社はインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて多岐に亘るバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期で働きやすい環境の整備、人事制度の構築を実施してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

国内印刷EC市場について

当社が事業を展開する国内印刷EC市場は、株式会社矢野経済研究所が発表した「印刷通販市場に関する調査結果2013」によると、平成24年度から平成30年度までの年平均成長率が10%超、また平成30年度の市場規模は920億円に拡大していると想定されております。今後もEC化率の継続的な上昇を背景に、同市場は成長を続けるものと当社では考えております。しかしながら、上記の予測通りに国内印刷EC市場が拡大しなかった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

現在、国内で印刷EC事業を展開する競合企業が複数存在しており、一定の競争環境があるものと認識しております。当社は幅広い顧客ニーズに対応できる商品ラインナップの拡充を進めるとともに、積極的なマーケティング活動やカスタマーサポートの充実、提供サービスの拡大及び品質向上に取り組んでおり、市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。今後もユーザー目線に立ってサービスをより充実させていくと同時に、知名度向上に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。他に優れたビジネスモデルの競合会社が現れた場合等には、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規機能の開発について

当社では、今後の成長機会を創出するため、既存のユーザー基盤及びニーズを前提とした新規機能の開発を実施しております。例えば、ユーザーが入稿した印刷用データを印刷に適したデータへの自動変換を行う機能等があります。しかしながら、新規機能の開発が想定より遅延した場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

登録ユーザーの獲得について

当社の売上高は、当社の提供するサービスの登録ユーザー数、登録ユーザーの利用率、登録ユーザーの平均購入額により変動し、事業の成長は登録ユーザー数の順調な増加に依存しております。また、当社はマーケティング手法別に効果測定を行いつつ、新規ユーザーの獲得、既存ユーザーへの追加販売、既存ユーザーの離脱防止を図る施策を継続的に実施しております。上記に挙げたような各種事業KPIについてはこれまで安定的に推移・改善してきておりますが、社会・経済情勢による顧客ニーズの変化、他の事業者との競合の激化、当社のマーケティング手法が効果的でない等の要因によって当社の登録ユーザー数の伸びが従来と比べて低いものとなった場合には、売上高の増加ペースが鈍ること、もしくはマーケティング費用が上昇することにより、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社の事業は、すべてインターネットを介して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大、地震等の自然災害や事故等により予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

印刷事業への依存について

当社の売上高は、主力事業である印刷事業への依存が大きくなっております。国内印刷EC市場が拡大していることに加え、ユーザー数の増加やサービスの拡充等により、今後も印刷事業は拡大していくものと考えておりますが、当社の運営する「ラクスル」の利用者の減少や市場規模の縮小等の要因により印刷事業の売上高が減少した場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

シェアリングエコノミー形態による生産体制について

当社の主力事業である印刷事業について、当社は自社工場を保有せず、印刷会社をはじめとするサプライヤーをネットワーク化する、いわゆるシェアリングエコノミー形態による生産体制を構築しております。当社では、このような事業モデルを支えるサプライヤーとの良好な関係の構築に努めておりますが、各社の経営状況の変化等によって、提携による業務委託等の継続ができなくなった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

配送コストについて

当社が運営する「ラクスル」では、商品販売に際し運送会社に商品配送業務を委託しており、ユーザーの利便性向上を目的とし、一部商品を除き無料での配送サービスを提供しております。現在は複数の運送会社の使い分けの実施等により、委託価格の安定化を図っておりますが、今後配送コストが上昇した場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業体制に関するリスク

優秀な人材の獲得・育成について

当社は、今後の企業規模の拡大に伴い、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。今後、積極的な採用活動を行っていく予定であります。が、当社の求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社の継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守を徹底してまいります。が、事業が急速に拡大することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社は、厳重な情報セキュリティ管理体制において自社内の機密情報を管理するとともに、事業の一環として得意先から預託された機密情報や個人情報の収集・保管・運用を行っております。プライバシーマーク及びISMS(注1)を取得し、社内でも運用する他、従業員研修を繰り返し実施する等、これらの情報管理には万全な方策を講じております。が、万一当社の従業員や業務の委託会社等が情報を漏洩又は誤用した場合には、当社が企業としての社会的信用を喪失し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

印刷機等を提携印刷会社に貸与していることについて

当社は生産オペレーション面での学習と研究開発を目的として、提携している印刷会社に対して当社の所有する印刷機を合計3台貸与しており、当該印刷会社のオペレーターはこれら印刷機を使用し、実際の印刷物製造を行っております。貸与印刷機に対しては一部保険を付保する等して破損・滅失等のリスクを減じるような取り組みを行っておりますが、貸与先印刷会社における故意もしくは重過失による破損・滅失又は地震等の天変地異による破損・滅失等、当該保険の適用対象外となるような事象が発生した場合には、これらによって当社が経済的な損失を被り、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これら事業用の印刷機はその大きさや重量の関係上、転用が必ずしも容易ではなく、また、その輸送及び設置にも相当程度の費用が発生し得るところ、上記印刷会社の倒産等により当該印刷機を他の印刷会社等へ貸与する必要が生じた場合には、その受入れ先印刷会社の確保、当該印刷機の輸送及び設置等に伴って多額の費用が発生し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外企業への投資を行うことについて

当社は印刷事業の海外展開の一環として、インドネシア及びインドにおいて現地の印刷EC企業に対して100%子会社であるRAKSUL INTERNATIONAL PTE. LTD.を通してベンチャー投資を行っております。世界的にも印刷業界のEC化は進展すると見込まれており、実際に投資先の業容も拡張しておりますが、今後、現地における競争環境の悪化等、何らかの要因により当該印刷EC企業の経営成績が悪化し、又は想定通り成長が実現しない可能性は否定できず、これらの事情から当該印刷EC企業株式等の当社保有資産の減損処理が必要となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、投資先が内部統制上の問題を抱えたり、法令に違反する行為を行う可能性があります。投資後にそのような問題や行為を早期に是正できない場合、当社の信頼性や企業イメージが低下したり、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

〔用語説明〕

(注1) ISMS(アイ・エス・エム・エス):Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき定められた情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価制度。継続的に情報セキュリティリスクを管理しリスク回避や軽減を図り、この認証基準に適合したマネジメントシステムを構築・維持できている企業や団体が第三者機関により認証される。

(3) 法的規制に関するリスク

訴訟等について

当社は、法令及び契約等の遵守のため、コンプライアンス規程を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。しかしながら、当社が事業活動を行うなかで、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生や当社の社会的信用の毀損によって、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

当社は、会員登録情報をはじめとする個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報については、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出し、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット及び運送事業に関連する法的規制について

当社が運営する事業は、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「プロバイダ責任制限法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」といった法規制の対象となっております。また、当社が運営する「ハコベル」は、「貨物利用運送事業法」の対象となっており、当社は「第一種貨物利用運送事業」の登録を受け、国土交通省の監督の下、事業を営んでおります。当社は、これらの法規制を遵守した運営を行ってきており、今後も社内教育や体制の構築等を行っていく予定であります。しかしながら、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化等が行われ、当社が運営する事業が規制の対象となる等制約を受ける場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後法令違反等が発生することで「第一種貨物利用運送事業」の許認可が停止又は取消しとなった場合は、当社が運営する「ハコベル」の継続が困難となり、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権を確保するとともに、定期的に知的財産権に関する周辺調査を実施することで、第三者の知的財産権を侵害しない体制の構築に努めております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や、第三者の知的財産権侵害が発覚した場合等においては、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

継続的な投資と赤字計上について

当社は、継続的な成長のため、認知度の向上及びユーザー数の拡大に努めてまいりました。会社設立以降、これら取り組みを積極的に進めていることもあり、平成29年7月期までの経営成績は営業赤字となっております。今後も引き続きマーケティング活動は実施していく予定ですが、一方で広告宣伝費（ポイント販促費を含む）の水準を超える利益、キャッシュ・フロー規模を定常的に創出できる体制を構築する方針であります。しかしながら、想定通りにマーケティング活動の効果が得られない場合には、中期経営計画が達成できない可能性や、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成28年7月期、平成29年7月期及び平成30年7月期における経営成績は以下のとおりであります。

(平成28年7月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自平成27年8月1日 至平成27年10月31日)	第2四半期会計期間 (自平成27年11月1日 至平成28年1月31日)	第3四半期会計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年4月30日)	第4四半期会計期間 (自平成28年5月1日 至平成28年7月31日)	事業年度 (自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)
売上高	1,026,734	1,132,920	1,428,590	1,493,942	5,082,189
売上総利益	158,731	210,616	247,713	287,415	904,476
広告宣伝費 (ポイント販促費 を含む)	364,974	171,497	400,964	306,186	1,243,622
営業利益	428,509	241,272	419,927	344,522	1,434,231

(注) 平成28年7月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(平成29年7月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自平成28年8月1日 至平成28年10月31日)	第2四半期会計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年1月31日)	第3四半期会計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年4月30日)	第4四半期会計期間 (自平成29年5月1日 至平成29年7月31日)	事業年度 (自平成28年8月1日 至平成29年7月31日)
売上高	1,633,882	1,728,261	2,144,559	2,168,352	7,675,055
売上総利益	348,636	401,667	497,596	490,956	1,738,856
広告宣伝費 (ポイント販促費 を含む)	480,303	125,381	500,345	370,687	1,476,717
営業利益	444,331	70,248	371,542	259,017	1,145,140

(注) 平成29年7月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(平成30年7月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自平成29年8月1日 至平成29年10月31日)	第2四半期会計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年1月31日)	第3四半期会計期間 (自平成30年2月1日 至平成30年4月30日)	第4四半期会計期間 (自平成30年5月1日 至平成30年7月31日)	事業年度 (自平成29年8月1日 至平成30年7月31日)
売上高	2,388,843	2,514,932	3,034,599	3,235,873	11,174,249
売上総利益	594,554	632,073	760,223	774,747	2,761,599
広告宣伝費 (ポイント販促費 を含む)	424,227	103,382	243,623	93,865	865,098
営業利益	224,879	103,341	64,871	149,704	93,038

(注) 平成30年7月期の第1四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

配当政策について

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）制度を採用しております。当該制度は、当社の役員、従業員及び社外協力者に対して、経営成績向上に対する意欲の向上及び経営参画意識の向上等に有効な制度と認識しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用する可能性があり、現在付与しているストック・オプションに加え、今後も付与されるストック・オプションについて権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。本書提出日の前月末現在でストック・オプションによる潜在株式数は1,739,800株であり、発行済株式総数27,605,000株の6.30%（小数点以下第3位を四捨五入）に相当しております。

資金使用について

東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資により調達した資金の用途につきましては、主に新規サービスの開発費用、人員拡充における採用費及び人件費、認知向上に向けた広告宣伝費等に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界の急速な変化により、当初の計画通りに資金を使用した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。また、将来に亘っては資金調達の用途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産について

第9期事業年度末において、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しておりますが、業績が悪化して、その回収可能性がなくなった場合、繰延税金資産が取り崩される可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当会計年度における当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。
経営成績の状況

わが国経済は、企業業績の回復、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復が続くと期待されておりますが、世界的な地政学的リスクの高まりや欧州の政情不安、米国の政治・経済の動向等により、景気の先行きは不透明な状況で推移すると予想されております。

印刷業界においては、デジタルメディアの拡大とともに従来型の紙媒体の需要が減少傾向にあります。その一方で、印刷EC業界は潜在需要が大きく、平成24年度から平成30年度までの年平均成長率が10%超、また平成30年度の市場規模は920億円に拡大していると想定されております（株式会社矢野経済研究所「印刷通販市場に関する調査結果2013」平成25年11月7日発表によります）。

また、国内のトラック運送事業は、約14兆円という巨大な市場であります（国土交通省「物流を取り巻く現状について」平成29年2月によります）。しかし、業界構造は多重下請け構造となっているうえ、車両の手配は電話・FAXでの連絡が中心であり人力に頼った運用となっているのが実態であります。当社は物流業界においてもITによる効率化を図るとともに業界構造そのものをフラット化することで、荷主・運送会社双方に新たな価値提供ができると考えております。また平成29年7月には物流業界全体の変革を一層加速化させる目的で、業界最大手のヤマトホールディングス株式会社と資本提携を行い、わが国の物流が抱えているドライバー不足などの様々な課題を解決するため、新たな物流インフラを構築すべく注力してまいりたいと考えております。

このような状況の中、当社は、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」というビジョンの下、主に印刷・集客支援（広告）のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」と、物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営してまいりました。

「ラクスル」では、商品ラインナップの拡充や無料のデザイン制作ソフト「オンラインデザイン」の提供等顧客の利便性向上に努めております。また、「ハコベル」においても、登録運送業者数の増加やマッチング効率の上昇等、継続的にサービスの拡充に努めております。さらに、両事業とも将来を見据え、登録ユーザー数増加に向けた広告宣伝投資を積極的に行い、組織体制強化のための人材採用に注力いたしました。

以上の結果、当期の売上高は11,174百万円（前事業年度比45.6%増）、営業利益は93百万円（前事業年度は営業損失1,145百万円）、経常利益は43百万円（前事業年度は経常損失1,163百万円）、当期純利益は15百万円（前事業年度は当期純損失1,175百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（印刷事業）

印刷事業においては、自動データチェック入稿機能及びデザインテンプレートの拡充等顧客満足度の更なる向上に努めたことで、新規顧客の獲得が進みリピート購入数も好調に推移いたしました。この結果、売上高は10,594百万円（前事業年度比41.3%増）、セグメント利益は1,897百万円（前事業年度比78.8%増）となりました。

（運送事業）

運送事業においては、各企業が輸送コストの増大に課題を抱えている中で積極的な提案活動を行ったことにより、顧客基盤は順調に拡大しております。また登録ドライバー数の増加にも努めており、年末の12月及び多くの企業が年度末にあたる3月の配送需要にも対応できたことが売上拡大へと繋がりました。この結果、売上高は509百万円（前事業年度比202.0%増）、セグメント損失は76百万円（前事業年度はセグメント損失25百万円）となりました。

財政状態の状況

（流動資産）

当事業年度末における流動資産は7,680百万円となり、前事業年度末に比べ3,848百万円増加いたしました。これは主に、平成30年5月31日に東京証券取引所マザーズに新規上場したことに伴う公募増資等により、現金及び預金が3,340百万円増加したことに加え、売上高の拡大に伴い売掛金が408百万円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産は1,107百万円となり、前事業年度末に比べ69百万円増加いたしました。これは主に資産除去債務の計上に伴う建物の増加等があり、有形固定資産全体として48百万円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は1,846百万円となり、前事業年度末に比べ350百万円増加いたしました。これは主に事業規模の拡大に伴い仕入額が増加した結果、買掛金が309百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は265百万円となり、前事業年度末に比べ98百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の返済が進み194百万円減少した一方で資産除去債務が102百万円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は6,675百万円となり、前事業年度末に比べ3,666百万円増加いたしました。これは主に平成30年5月31日に東京証券取引所マザーズに新規上場したことに伴う公募増資により資本金が1,734百万円、資本準備金が1,734百万円増加したことによるものであります。なお、平成29年10月27日開催の定時株主総会において、繰越利益剰余金の欠損の填補を目的として資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議し、承認可決されました。これに伴い、資本準備金1,015百万円をその他資本剰余金へ振り替え、その他資本剰余金1,175百万円を繰越利益剰余金に振り替えております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、株式の発行による収入等により、前事業年度末に比べ3,340百万円増加し、当事業年度末には6,366百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は137百万円(前事業年度は974百万円の使用)となりました。これは主に、税引前当期純損失が19百万円となった一方、減価償却費116百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は139百万円(前事業年度比23.2%増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出42百万円、差入保証金の差入による支出52百万円、非連結子会社株式の取得による支出45百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は3,342百万円(前事業年度比47.3%増)となりました。これは主に、平成30年5月31日に東京証券取引所マザーズに新規上場したことに伴う公募増資による収入3,428百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出194百万円、短期借入金の返済による支出40百万円等があったことによるものであります。

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社で行う事業は、インターネットを利用して、顧客と提携印刷会社（印刷事業）又は顧客と提携運送会社（運送事業）を繋ぐプラットフォーム事業であり、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

受注実績

当社で行う事業は、インターネットを利用して、顧客と提携印刷会社（印刷事業）又は顧客と提携運送会社（運送事業）を繋ぐプラットフォーム事業であり、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
印刷事業	10,594,813	141.3
運送事業	509,354	302.0
報告セグメント計	11,104,167	144.8
その他	70,081	1,158.9
合計	11,174,249	145.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要といたします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 売上高

当事業年度の売上高は、11,174百万円(前事業年度比45.6%増)となりました。これは主に、当社印刷事業が引き続き順調に成長したことによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、8,412百万円(前事業年度比41.7%増)となりました。これは主に、事業の拡大に伴い仕入高が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は2,761百万円(前事業年度比58.8%増)となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、2,668百万円(前事業年度比7.5%減)となりました。これは主に、印刷事業において登録ユーザー数が着実に積みあがった結果、TVCMやWebマーケティングを中心とした広告宣伝費の投下を最適化できたことによるものです。この結果、営業利益は93百万円(前事業年度は営業損失1,145百万円)となりました。

d. 経常利益

当事業年度において営業外収益が3百万円、営業外費用は主に上場関連費用の計上により53百万円発生しております。この結果、経常利益は43百万円(前事業年度は経常損失1,163百万円)となりました。

e. 特別損益、当期純利益

関係会社株式評価損により、特別損失62百万円の計上があったため税金等調整前当期純損失は19百万円となりましたが、法人税等合計 34百万円の計上により当期純利益は15百万円(前事業年度は当期純損失1,175百万円)となりました。

キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社は、継続的な成長のため、認知度の向上及びユーザー数の拡大に努めてまいりました。積極的に広告宣伝活動を実施することにより新規ユーザーを獲得し、高い定着性を有する顧客基盤を構築すべく、今後も継続して広告宣伝投資を行う方針であります。

当社の主な資金需要は、当社のサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝投資及びシステム開発に係る人件費であります。これらの資金需要につきましては、必要な資金を自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境の変化、事業リスク、シェアリングによる生産体制、法的規制、許認可、人材の確保・育成、自然災害等のリスク、情報システムリスク、訴訟に係るリスク等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は、外部環境の変化に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保することで、経営成績に重要な影響を与える可能性のあるリスク要因を分散、低減し、適切に対応を行ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、48,072千円であり、その主なものは、本社内装工事等に係るもの37,366千円、印刷ECサービス拡充に伴うソフトウェアの取得に係るもの4,030千円等であります。

また、当事業年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成30年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物 (千円)	機械及び装 置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウエ ア (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都品川区)	印刷事業 運送事業 全社	業務施設	157,189	-	17,148	-	54,188	228,526	155 (19)
京都事業所 (京都府京都市下京区)	印刷事業 全社	業務施設	5,969	-	2,976	-	-	8,946	25 (-)
提携印刷会社(2ヶ所)	印刷事業	印刷機器	-	419,265	-	110,500	-	529,765	- (-)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社には現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇
用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載して
おります。

4. 本社と京都事業所の建物は賃借しており、その年間賃借料は169,263千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,688,000
計	96,688,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年10月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	27,548,600	27,605,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	27,548,600	27,605,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成30年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年1月20日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成24年1月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の数（個）	352
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 35,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	32（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成26年1月21日 至 平成34年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 32 資本組入額 16
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、本新株予約権を行使することができる。
 （4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
- 4．当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第3回新株予約権（平成24年12月17日臨時株主総会決議及び平成25年5月20日取締役会決議）

決議年月日	平成25年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6
新株予約権の数（個）	640
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 64,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	77（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月21日 至 平成35年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 77 資本組入額 39
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
- （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
- 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 - 上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- （4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第4回新株予約権（平成26年10月24日定時株主総会決議及び平成26年11月21日取締役会決議）

決議年月日	平成26年11月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 17
新株予約権の数（個）	4,766[4,506]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 476,600[450,600]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月22日 至 平成36年11月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 上場日後2年を経過した日以降
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
 （4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第4 - 2 回新株予約権（平成26年10月24日定時株主総会決議及び平成27年1月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年1月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	90
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 9,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月14日 至 平成37年1月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 上場日後2年を経過した日以降
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
 （4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第6回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年5月12日取締役会決議）

決議年月日	平成27年5月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社社外取締役 1 当社従業員 8
新株予約権の数（個）	570
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 57,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成29年5月23日 至 平成37年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 上場日後2年を経過した日以降
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
 （4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第7回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年5月12日取締役会決議）

決議年月日	平成27年5月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社社外監査役 3
新株予約権の数（個）	3,250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 325,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月26日 至 平成37年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき280円で有償発行しております。
- 2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 4．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
- （3）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
- 5．当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第6 - 2 回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年8月11日取締役会決議）

決議年月日	平成27年8月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の数（個）	500[400]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 50,000[40,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月12日 至 平成37年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第 6 - 3 回新株予約権（平成27年 5 月22日臨時株主総会決議及び平成27年10月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 15
新株予約権の数（個）	1,474[1,270]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 147,400[127,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月14日 至 平成37年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年 7 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年 9 月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後 1 年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後 1 年を経過した日から上場日後 2 年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後 2 年を経過した日から上場日後 3 年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 上場日後 3 年を経過した日から上場日後 4 年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第 8 回新株予約権（平成27年10月27日定時株主総会決議及び平成27年10月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）	120
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月28日 至 平成37年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権者につき、支払停止若しくは支払不能、破産手続開始、又は解散等の事由が発生していないこと。
 （2）本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月が経過した日から、本新株予約権を行使することができる。
- 4．当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第 6 - 4 回新株予約権（平成27年 5 月22日臨時株主総会決議及び平成28年 3 月 8 日取締役会決議）

決議年月日	平成28年 3 月 8 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	100[60]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000[6,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成30年 3 月 9 日 至 平成38年 3 月 8 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年 7 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年 9 月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後 1 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
上場日後 1 年を経過した日から上場日後 2 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
上場日後 2 年を経過した日から上場日後 3 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
上場日後 3 年を経過した日から上場日後 4 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第9回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成28年10月27日取締役会決議）

決議年月日	平成28年10月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 22
新株予約権の数（個）	2,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 260,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月28日 至 平成38年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第9 - 2 回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成28年12月14日取締役会決議）

決議年月日	平成28年12月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	330
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 33,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成30年12月15日 至 平成38年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第9 - 3 回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年2月8日取締役会決議）

決議年月日	平成29年2月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	120
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月9日 至 平成39年2月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第9 - 4 回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年4月12日取締役会決議）

決議年月日	平成29年4月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の数（個）	70[60]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 7,000[6,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成31年4月13日 至 平成39年4月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年9月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第9 - 5 回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年5月17日取締役会決議）

決議年月日	平成29年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）	1,520
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 152,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成31年5月18日 至 平成39年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第10回新株予約権（平成29年6月30日臨時株主総会決議及び平成29年6月15日取締役会決議）

決議年月日	平成29年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	550
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 55,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	313（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成31年7月1日 至 平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第11回新株予約権（平成29年10月27日定時株主総会決議及び平成29年10月27日取締役会決議）

決議年月日	平成29年10月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 5
新株予約権の数（個）	960
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 96,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	340（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成31年10月28日 至 平成39年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 340 資本組入額 170
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
 （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年2月7日 (注)1	普通株式 46,370	普通株式 142,310	724,994	861,997	724,994	839,113
平成26年2月14日 (注)2	普通株式 3,199	普通株式 145,509	50,016	912,013	50,016	889,130
平成26年3月3日 (注)3	普通株式 2,250	普通株式 147,759	8,673	920,687	8,673	897,803
平成27年2月27日 (注)4	A種優先株式 68,961	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961	1,999,869	2,920,556	1,999,869	2,897,672
平成28年8月5日 (注)5	B種優先株式 25,000	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	1,025,000	3,945,556	1,025,000	3,922,672
平成29年7月20日 (注)6	-	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	3,845,556	100,000	-	3,922,672
平成29年10月27日 (注)7	-	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	-	100,000	1,015,334	2,907,338
平成29年12月21日 (注)8,9	普通株式 93,961 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	普通株式 241,720	-	100,000	-	2,907,338
平成30年1月30日 (注)10	普通株式 8,450	普通株式 250,170	88,598	188,598	88,598	2,995,937
平成30年2月1日 (注)11	普通株式 24,766,830	普通株式 25,017,000	-	188,598	-	2,995,937
平成30年5月30日 (注)12	普通株式 2,500,000	普通株式 27,517,000	1,734,375	1,922,973	1,734,375	4,730,312
平成30年5月31日～ 平成30年7月31日 (注)13	普通株式 31,600	普通株式 27,548,600	3,071	1,926,045	3,071	4,733,383

(注)1. 有償第三者割当

主な割当先 WiL Fund I, L.P.、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、テクノロジーベン
 チャーズ3号投資事業有限責任組合、他3社
 発行価格 31,270円
 資本組入額 15,635円

2. 有償第三者割当
主な割当先 エムスリー株式会社、電通デジタル投資事業有限責任組合
発行価格 31,270円
資本組入額 15,635円
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 有償第三者割当
主な割当先 株式会社オプトホールディング、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、WiL Fund I, L.P.、他7社
発行価格 58,000円
資本組入額 29,000円
5. 有償第三者割当
主な割当先 株式会社日本政策投資銀行、株式会社オプトホールディング、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、他9社
発行価格 82,000円
資本組入額 41,000円
6. 資本金の減少は欠損填補によるものであります。
7. 資本準備金の減少は欠損填補によるものであります。
8. 平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
9. 平成29年12月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
10. 新株予約権の行使による増加であります。
11. 平成30年2月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、分割比率を1:100として分割いたしました。
12. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 1,500円
引受価額 1,387.50円
資本組入額 693.75円
払込金総額 3,468,750千円
13. 新株予約権の行使による増加であります。
14. 平成30年8月1日から平成30年9月30日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が56,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,826千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	12	34	76	81	3	4,033	4,239	-
所有株式数 (単元)	-	69,424	2,523	57,465	74,269	10	71,772	275,463	2,300
所有株式数 の割合 (%)	-	25.20	0.92	20.86	26.96	0.00	26.06	100.00	-

(注)平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として、平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は24,766,830株増加し、発行済株式総数は25,017,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
松本恭攝	東京都港区	4,935	17.91
株式会社オプトホールディング	東京都千代田区四番町6	4,773	17.32
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,372	8.61
株式会社日本政策投資銀行	千代田区大手町1丁目9番6号	1,912	6.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UK (港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒ ルズ森タワー)	1,095	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,022	3.71
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	930	3.37
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46,1000 BRUSSELS,BELGIUM (港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	747	2.71
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	707	2.56
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	475	1.72
計	-	18,970	68.86

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、2,354千株であります。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、960千株であります。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式数707千株は、全て信託業務に係る株式数であります。
4. 平成30年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が平成30年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木7丁目7番7号	株式 1,478,400	5.37

5. 平成30年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及び共同保有者1名が平成30年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	株式 1,872,100	6.80
J.P. Morgan Securities LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	株式 216,526	0.79

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)			-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,546,300	275,463	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 2,300	-	-
発行済株式総数	27,548,600	-	-
総株主の議決権	-	275,463	-

(注)平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として、平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は24,766,830株増加し、発行済株式総数は25,017,000株となっております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式及びB種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注)平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の数は分割前の数であります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	-	-	-	-

(注)1.平成29年12月8日開催の取締役会決議により、同月21日付でA種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。

2.当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の数は分割前の数であります。

3【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図り、再投資していく方針であるため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(3) 配当の決定機関

当社は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会を配当の決定機関としております。

(4) 当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

当社は、第9期事業年度において剰余金の配当は実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月	平成30年7月
最高(円)	-	-	-	-	3,100
最低(円)	-	-	-	-	1,639

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成30年5月31日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	-	-	-	2,044	3,100	3,100
最低(円)	-	-	-	1,639	1,895	2,472

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成30年5月31日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性9名 女性2名（役員のうち女性の比率18.2%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	CEO	松本 恭攝	昭和59年10月10日生	平成20年4月 A.T.カーニー株式会社入社 平成21年9月 当社設立 代表取締役社長CEO（現任） 平成30年9月 株式会社アイスタイル社外取締役（現任）	(注)3	4,935,000
取締役	CFO	永見 世央	昭和55年8月11日生	平成16年4月 みずほ証券株式会社入社 平成18年8月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 平成25年9月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成26年4月 当社入社 経営企画部長 平成26年10月 当社取締役CFO（現任）	(注)3	70,000
取締役	CMO 広告事業 本部長	田部 正樹	昭和55年12月8日生	平成16年4月 株式会社丸井グループ入社 平成19年8月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 平成26年8月 当社入社 マーケティング部長 平成28年10月 当社取締役CMO（現任） 平成30年8月 当社広告事業本部長（現任）	(注)3	2,500
取締役	COO 印刷事業 本部長	福島 広造	昭和54年11月15日生	平成14年7月 フューチャーアーキテクト株式会社入社 平成18年11月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 平成27年7月 当社入社 経営企画部長 平成28年11月 当社SCM部長 平成29年10月 当社取締役COO（現任） 平成30年8月 当社印刷事業本部長（現任）	(注)3	35,500
取締役	CTO ハコベル 事業本部長	泉 雄介	昭和54年1月24日生	平成12年6月 株式会社ビジュアルジャパン入社 平成17年7月 モルガン・スタンレー証券会社入社 平成24年3月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成27年10月 当社入社 システム部長 平成29年10月 当社取締役CTO（現任） 平成30年8月 当社ハコベル事業本部長（現任）	(注)3	7,000
取締役		朝倉 祐介	昭和57年7月23日生	平成19年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成22年8月 株式会社ネイキッドテクノロジー入社 平成22年10月 同社代表取締役 平成23年10月 株式会社ミクシィ入社 平成25年6月 同社代表取締役社長最高経営責任者 平成26年11月 スタンフォード大学客員研究員 平成27年5月 当社社外取締役（現任） 平成29年3月 政策研究大学院大学客員研究員（現任） 平成29年7月 シニフィアン株式会社共同代表（現任） 平成29年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外取締役（現任）	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		玉塚 元一	昭和37年 5月23日生	昭和60年 4月 旭硝子株式会社(現 AGC株式会 社)入社 平成10年 7月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成10年12月 株式会社ファーストリテイリング入 社 平成14年11月 同社代表取締役社長兼COO 平成17年 9月 株式会社リヴァンプ設立代表取締役 平成23年 3月 株式会社ローソン副社長執行役員 COO 平成24年 5月 同社取締役副社長執行役員COO 平成25年 5月 同社取締役代表執行役員COO 平成26年 5月 同社代表取締役社長 平成28年 6月 同社代表取締役会長CEO 平成29年 3月 ヤマハ発動機株式会社社外取締役 (現任) 平成29年 6月 株式会社デジタルハーツホールディ ングス代表取締役社長CEO(現任) 平成29年10月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	4,500 (注) 6
常勤 監査役		森 尚美	昭和47年 5月12日生	平成 9年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 平成10年11月 有限責任あずさ監査法人入所 平成25年12月 佐藤誠会計事務所入所 平成26年10月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	-
監査役		山田 啓之	昭和39年10月20日生	平成12年11月 エイジックス株式会社設立 代表取 締役(現任) 平成13年 1月 AZX総合会計事務所設立 代表(現 任) 平成16年 9月 クックパッド株式会社社外監査役 平成19年 7月 同社社外取締役 平成22年 3月 株式会社ワイヤレスゲート社外監査 役 平成25年 7月 Fringe81株式会社社外監査役(現 任) 平成26年10月 当社社外監査役(現任) 平成27年 7月 株式会社みんなのウェディング社外 監査役	(注) 4	-
監査役		琴坂 将廣	昭和57年 1月14日生	平成16年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インク・ジャパン入社 平成25年 4月 立命館大学経営学部准教授 平成28年 3月 株式会社ユーザベース社外監査役 (現任) 平成28年 4月 慶應義塾大学総合政策学部准教授 (現任) 平成29年 6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	-
監査役		宇都宮 純子	昭和46年 6月21日生	平成12年 4月 弁護士登録 長島・大野・常松法律 事務所入所 平成19年10月 株式会社東京証券取引所出向 平成23年11月 宇都宮総合法律事務所開設 平成24年 6月 株式会社スタートトゥデイ(現 株 式会社ZOTO)社外監査役(現任) 平成25年 4月 株式会社ソラスト社外監査役(現 任) 平成25年 9月 株式会社アドベンチャー社外取締役 (現任) 平成30年 2月 宇都宮・清水・陽来法律事務所開 設 パートナー(現任) 平成30年10月 当社社外監査役(現任)	(注) 5	-
計						5,054,500

- (注) 1. 取締役朝倉祐介、玉塚元一は社外取締役であります。
 2. 監査役森尚美、山田啓之、琴坂将廣及び宇都宮純子は社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成30年 7月期に係る定時株主総会終結の時から、平成31年 7月期に係る定時株主総会の
 終結の時までであります。

- 4 . 監査役森尚美、山田啓之及び琴坂将廣の任期は、平成29年12月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成33年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 . 監査役宇都宮純子の任期は、平成30年7月期に係る定時株主総会終結の時から、平成34年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 . 取締役玉塚元一の所有株式数は、同氏の資産管理会社が保有する株式数を含んでおります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき、適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査役及び監査役会がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるためには、経営環境の変化を適時にキャッチアップし、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付け、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

会社の機関構成及び内部統制システムの整備状況

当社は、株主総会、取締役会、監査役会、経営会議、内部監査担当者といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

イ 会社の機関の内容

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役）及び非常勤監査役3名（社外監査役）で構成されております。毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(c) 経営会議

当社では、代表取締役、取締役、各部門長が出席する経営会議を開催しております。原則として毎週開催される定時経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて監査役から意見聴取を行っております。

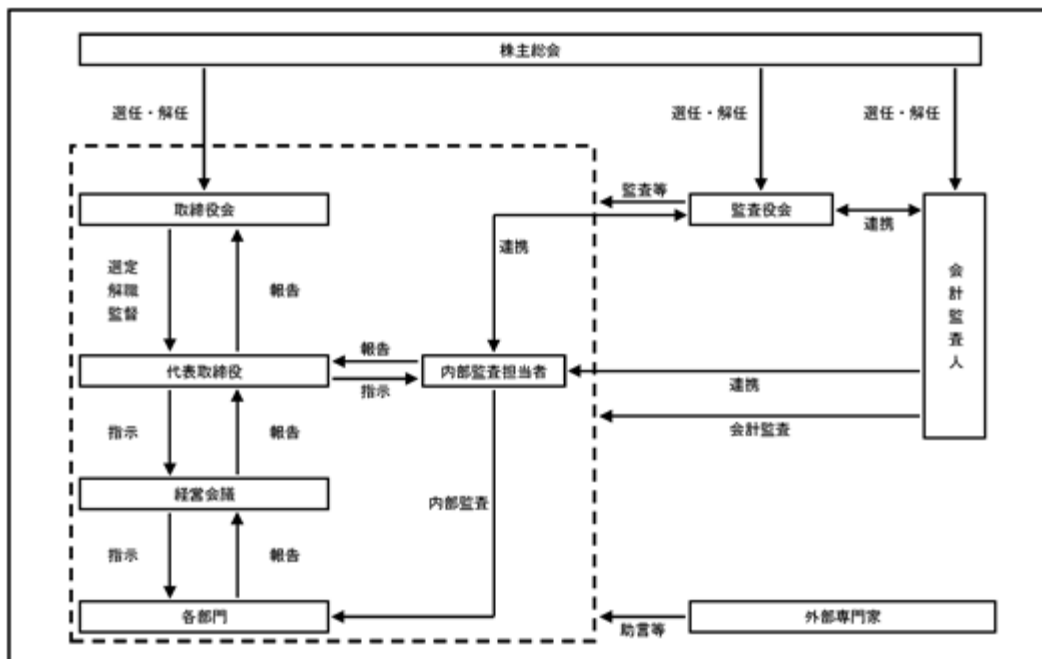
(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(e) 内部監査担当者

当社は、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、経営管理部及び印刷事業部に所属する3名の内部監査担当者が所属部署以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しております。内部監査担当者及び監査役は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行ってまいります。また、内部監査担当者及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

なお、コーポレート・ガバナンスの体制概要図は次のとおりであります。



□ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成26年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております（平成27年5月12日及び平成29年11月16日改訂決議）。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び役員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス規程を定める。
- (2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役及び役員が法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3) 取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- (4) 取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報管理規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

4. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図るため、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理を担当する部署は、同規程に基づいて関係会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。
- (2) 内部監査担当者は、必要に応じ当社の関係会社の管理状況及び子会社等の業務活動について、内部監査を実施する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

- (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会の他、随時に経営会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。
6. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- (2) 内部監査担当者は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
- (2) 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等については監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
8. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会その他重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は代表取締役と定期的な会合を通じ監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- (3) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (5) 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
- (6) 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- (7) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (8) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関わる方針
- 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、経営会議が中心となり各部門間等における情報共有を積極的に行っており、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めるとともに、経営管理部長及び外部の弁護士を窓口とする内部通報制度を運用しております。

組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高田慎司及び本間愛雄の2名であります。なお、当社に対する継続監査年数は、いずれも7年以内であるため、記載を省略しております。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他13名で構成されております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、会社法の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準等を参考にして、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を社外役員に選任しております。

社外取締役の朝倉祐介氏は、上場企業における代表取締役としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、選任しております。

社外取締役の玉塚元一氏は、複数の上場企業における経営者としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の森尚美氏は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の山田啓之氏は、税理士として財務及び会計に関する知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の琴坂將廣氏は、大学教員としての知識、及び上場会社における社外監査役としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の宇都宮純子氏は、弁護士としての知識、及び上場会社における社外監査役としての経験を有しており、その知識経験に基づき、当社の経営全般に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、社外監査役に選任しております。

なお、朝倉祐介氏は当社新株予約権を450個、森尚美氏は当社新株予約権を100個、山田啓之氏は当社新株予約権を50個保有しております。また、玉塚元一氏は同氏の資産管理会社を通じて当社株式を4,500株保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	74,783	74,783	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	3,750	3,750	-	-	-	4
社外監査役	10,620	10,620	-	-	-	3

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
 該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役の協議にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役又は支配人その他使用人である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計
3銘柄 90,000千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,400	-	18,500	1,000

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案して、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2条第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準、利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.4%
売上高基準	- %
利益基準	0.5%
利益剰余金基準	0.2%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、その主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年7月31日)	当事業年度 (平成30年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,025,445	6,366,217
受取手形	-	2,807
売掛金	728,219	1,136,914
前払費用	42,160	61,556
未収還付法人税等	7,636	-
未収消費税等	9,739	-
繰延税金資産	-	82,474
その他	19,490	30,862
貸倒引当金	191	13
流動資産合計	3,832,500	7,680,820
固定資産		
有形固定資産		
建物	56,569	191,309
減価償却累計額	13,093	28,149
建物(純額)	43,475	163,159
機械及び装置	582,936	582,936
減価償却累計額	105,377	163,670
機械及び装置(純額)	477,558	419,265
工具、器具及び備品	25,706	37,375
減価償却累計額	10,169	17,250
工具、器具及び備品(純額)	15,536	20,124
リース資産	170,000	170,000
減価償却累計額	42,500	59,500
リース資産(純額)	127,500	110,500
有形固定資産合計	664,070	713,049
無形固定資産		
ソフトウェア	66,601	54,188
無形固定資産合計	66,601	54,188
投資その他の資産		
投資有価証券	90,000	90,000
関係会社株式	82,440	64,888
長期前払費用	-	102
差入保証金	134,149	184,835
投資その他の資産合計	306,589	339,825
固定資産合計	1,037,262	1,107,063
資産合計	4,869,763	8,787,883

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年7月31日)	当事業年度 (平成30年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	597,255	907,003
短期借入金	260,000	220,000
1年内返済予定の長期借入金	194,868	194,868
リース債務	33,767	36,556
未払金	344,822	241,996
未払法人税等	2,765	50,349
未払消費税等	-	121,277
前受金	33,680	34,913
ポイント引当金	4,486	-
その他	24,231	39,803
流動負債合計	1,495,876	1,846,768
固定負債		
長期借入金	286,298	91,430
リース債務	77,958	41,402
資産除去債務	-	102,943
繰延税金負債	-	29,541
固定負債合計	364,256	265,317
負債合計	1,860,133	2,112,085
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	1,926,045
資本剰余金		
資本準備金	3,922,672	4,733,383
その他資本剰余金	160,076	-
資本剰余金合計	4,082,749	4,733,383
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,175,411	15,459
利益剰余金合計	1,175,411	15,459
株主資本合計	3,007,338	6,674,887
新株予約権	2,291	910
純資産合計	3,009,629	6,675,797
負債純資産合計	4,869,763	8,787,883

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)	当事業年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
売上高	7,675,055	11,174,249
売上原価	5,936,198	8,412,650
売上総利益	1,738,856	2,761,599
販売費及び一般管理費	1,288,997	1,268,560
営業利益又は営業損失()	1,145,140	93,038
営業外収益		
受取利息	47	50
受取配当金	780	780
雑収入	4,457	2,586
営業外収益合計	5,284	3,417
営業外費用		
支払利息	15,777	13,409
株式交付費	7,235	39,152
為替差損	60	-
雑損失	173	650
営業外費用合計	23,246	53,212
経常利益又は経常損失()	1,163,101	43,242
特別損失		
固定資産除却損	2,509	-
投資有価証券評価損	9,999	-
関係会社株式評価損	-	62,778
特別損失合計	10,509	62,778
税引前当期純損失()	1,173,610	19,535
法人税、住民税及び事業税	1,800	17,939
法人税等調整額	-	52,933
法人税等合計	1,800	34,994
当期純利益又は当期純損失()	1,175,411	15,459

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)		当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
当期仕入高		5,544,318	93.4	7,687,525	91.4
労務費		102,365	1.7	145,974	1.7
経費		289,515	4.9	579,149	6.9
当期売上原価		5,936,198	100.0	8,412,650	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
支払運賃(千円)	144,467	445,243
外注加工費(千円)	44,654	38,475
減価償却費(千円)	75,293	75,293

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,920,556	2,897,672	-	2,897,672	3,685,479	3,685,479	2,132,749	2,291	2,135,041
当期変動額									
新株の発行	1,025,000	1,025,000		1,025,000			2,050,000		2,050,000
当期純損失（ ）					1,175,411	1,175,411	1,175,411		1,175,411
欠損填補	3,845,556		160,076	160,076	3,685,479	3,685,479			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	2,820,556	1,025,000	160,076	1,185,076	2,510,067	2,510,067	874,588	-	874,588
当期末残高	100,000	3,922,672	160,076	4,082,749	1,175,411	1,175,411	3,007,338	2,291	3,009,629

当事業年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100,000	3,922,672	160,076	4,082,749	1,175,411	1,175,411	3,007,338	2,291	3,009,629
当期変動額									
新株の発行	1,825,354	1,825,354		1,825,354			3,650,708		3,650,708
当期純利益					15,459	15,459	15,459		15,459
欠損填補		1,015,334	160,076	1,175,411	1,175,411	1,175,411			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	690	690		690			1,381	1,381	-
当期変動額合計	1,826,045	810,710	160,076	650,633	1,190,870	1,190,870	3,667,549	1,381	3,666,167
当期末残高	1,926,045	4,733,383	-	4,733,383	15,459	15,459	6,674,887	910	6,675,797

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)	当事業年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	1,173,610	19,535
減価償却費	105,255	116,228
有価証券評価損益(は益)	9,999	62,778
貸倒引当金の増減額(は減少)	191	177
その他の引当金の増減額(は減少)	19,026	4,486
受取利息及び受取配当金	827	830
支払利息	15,777	13,409
固定資産除却損	509	-
売上債権の増減額(は増加)	243,701	411,501
仕入債務の増減額(は減少)	134,761	309,748
未払金の増減額(は減少)	122,935	69,472
その他	91,253	156,747
小計	956,483	152,907
利息及び配当金の受取額	827	830
利息の支払額	16,298	13,159
法人税等の支払額	2,835	2,765
営業活動によるキャッシュ・フロー	974,789	137,813
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	24,480	-
有形固定資産の取得による支出	18,644	42,273
無形固定資産の取得による支出	58,688	-
差入保証金の差入による支出	11,815	52,462
非連結子会社株式の取得による支出	-	45,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	113,627	139,961
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	260,000	-
短期借入金の返済による支出	400,000	40,000
長期借入れによる収入	500,000	-
長期借入金の返済による支出	109,834	194,868
株式の発行による収入	2,050,000	3,428,215
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	183,340
リース債務の返済による支出	31,211	33,767
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,268,954	3,342,920
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,180,537	3,340,771
現金及び現金同等物の期首残高	1,844,908	3,025,445
現金及び現金同等物の期末残高	3,025,445	6,366,217

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、機械及び装置並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の計算方法に係る見積りの変更)

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、本社事務所の拡張を行ったことに伴い、使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

また、資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。これは、当事業年度において本社事務所の拡張を行ったことにより、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったことによるものであります。

これにより、当事業年度において資産除去債務を102,943千円計上しております。なお、見積りの変更による影響額は軽微であります。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57%、当事業年度41%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43%、当事業年度59%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
給料及び手当	634,345千円	828,185千円
広告宣伝費	1,385,252	797,400
貸倒引当金繰入額	191	177
減価償却費	29,961	40,934

- 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
建物	253千円	- 千円
工具、器具及び備品	255	-
計	509	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	147,759	-	-	147,759
A種優先株式	68,961	-	-	68,961
B種優先株式(注)	-	25,000	-	25,000
合計	216,720	25,000	-	241,720

(注) B種優先株式の増加25,000株は、第三者割当により株式の発行を実施したことによる増加分であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	2,291
	合計	-	-	-	-	-	2,291

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	147,759	27,400,841	-	27,548,600
A種優先株式(注)	68,961	-	68,961	-
B種優先株式(注)	25,000	-	25,000	-
合計	241,720	27,400,841	93,961	27,548,600

(注)(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加	93,961株
新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	8,450株
株式分割による増加	24,766,830株
公募による新株式の発行による増加	2,500,000株
新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	31,600株

種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	910
合計		-	-	-	-	-	910

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
現金及び預金勘定	3,025,445千円	6,366,217千円
現金及び現金同等物	3,025,445	6,366,217

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

印刷機器(機械及び装置)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。また、変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は利益計画に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注3）。

前事業年度（平成29年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,025,445	3,025,445	-
(2) 売掛金	728,219	728,219	-
(3) 差入保証金	106,389	113,629	7,239
資産計	3,860,055	3,867,294	7,239
(1) 買掛金	597,255	597,255	-
(2) 未払金	344,822	344,822	-
(3) 短期借入金	260,000	260,000	-
(4) 長期借入金	481,166	479,914	1,251
(5) リース債務	111,726	111,201	525
負債計	1,794,970	1,793,193	1,776

(*) 上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

当事業年度（平成30年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	6,366,217	6,366,217	-
(2) 受取手形	2,807	2,807	-
(3) 売掛金	1,136,914	1,136,914	-
(4) 差入保証金	184,835	180,720	4,114
資産計	7,690,773	7,686,659	4,114
(1) 買掛金	907,003	907,003	-
(2) 未払金	241,996	241,996	-
(3) 短期借入金	220,000	220,000	-
(4) 長期借入金	286,298	285,974	323
(5) リース債務	77,958	77,805	153
負債計	1,733,256	1,732,779	477

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年7月31日)	当事業年度 (平成30年7月31日)
非上場株式	90,000	90,000
関係会社株式	82,440	64,888

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,025,445	-	-	-
売掛金	728,219	-	-	-
差入保証金	18,347	61,815	26,227	-
合計	3,772,012	61,815	26,227	-

(*) 上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

当事業年度(平成30年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,365,434	-	-	-
受取手形	2,807	-	-	-
売掛金	1,136,914	-	-	-
差入保証金	6,643	61,815	-	116,375
合計	7,511,799	61,815	-	116,375

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成29年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	194,868	194,868	91,430	-	-	-
リース債務	33,767	36,556	41,402	-	-	-
合計	228,635	231,424	132,832	-	-	-

当事業年度(平成30年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	194,868	91,430	-	-	-	-
リース債務	36,556	41,402	-	-	-	-
合計	231,424	132,832	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年7月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式82,440千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(平成30年7月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式64,888千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成29年7月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額は投資有価証券90,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(平成30年7月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額は投資有価証券90,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について9,999千円(その他有価証券の株式9,999千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,778千円(子会社株式及び関係会社株式62,778千円)減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成30年2月1日付の株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 1名	当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 170,400株	普通株式 600,000株	普通株式 127,800株
付与日	平成24年1月21日	平成24年11月14日	平成25年5月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年1月21日 至 平成34年1月20日	自 平成24年11月15日 至 平成34年11月15日	自 平成27年5月21日 至 平成35年5月20日

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 2名 当社従業員 17名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 92,000株	普通株式 583,400株	普通株式 325,000株
付与日	平成25年10月29日	平成26年11月21日	平成26年11月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年10月30日 至 平成35年10月29日	自 平成28年11月22日 至 平成36年11月21日	自 平成26年11月22日 至 平成36年11月21日

	第4-2回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社社外取締役 1名 当社従業員 8名	当社取締役 1名 当社社外監査役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 79,000株	普通株式 480,000株
付与日	平成27年1月13日	平成27年5月25日	平成27年5月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年1月14日 至 平成37年1月13日	自 平成29年5月23日 至 平成37年5月22日	自 平成27年5月26日 至 平成37年5月25日

	第6-2回新株予約権	第6-3回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社従業員 15名	社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 56,000株	普通株式 212,000株	普通株式 12,000株
付与日	平成27年8月11日	平成27年10月27日	平成27年10月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年8月12日 至 平成37年8月11日	自 平成29年10月14日 至 平成37年10月13日	自 平成27年10月28日 至 平成37年10月27日

	第6-4回新株予約権	第9回新株予約権	第9-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 22名	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 11,000株	普通株式 273,000株	普通株式 76,000株
付与日	平成28年3月9日	平成28年10月27日	平成28年12月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年3月9日 至 平成38年3月8日	自 平成30年10月28日 至 平成38年10月27日	自 平成30年12月15日 至 平成38年12月14日

	第9-3回新株予約権	第9-4回新株予約権	第9-5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社従業員 4名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,000株	普通株式 7,000株	普通株式 152,000株
付与日	平成29年2月8日	平成29年4月12日	平成29年5月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年2月9日 至 平成39年2月8日	自 平成31年4月13日 至 平成39年4月12日	自 平成31年5月18日 至 平成39年5月17日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 60,000株	普通株式 96,000株
付与日	平成29年6月30日	平成29年10月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年7月1日 至 平成39年6月30日	自 平成31年10月28日 至 平成39年10月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
 ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	35,200	-	80,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	35,200	-	16,000
未確定残	-	-	64,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	375,000	-
権利確定	35,200	-	16,000
権利行使	-	375,000	16,000
失効	-	-	-
未行使残	35,200	-	-

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	10,000	501,600	-
付与	-	-	-
失効	10,000	25,000	-
権利確定	-	95,320	-
未確定残	-	381,280	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	325,000
権利確定	-	95,320	-
権利行使	-	-	325,000
失効	-	-	-
未行使残	-	95,320	-

	第4 - 2 回新株予約権	第6 回新株予約権	第7 回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	10,000	58,000	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	2,000	11,600	-
未確定残	8,000	46,400	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	480,000
権利確定	2,000	11,600	-
権利行使	1,000	1,000	155,000
失効	-	-	-
未行使残	1,000	10,600	325,000

	第6 - 2 回新株予約権	第6 - 3 回新株予約権	第8 回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	51,000	172,000	12,000
付与	-	-	-
失効	1,000	22,000	-
権利確定	10,000	30,000	-
未確定残	40,000	120,000	12,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	10,000	30,000	-
権利行使	-	2,600	-
失効	-	-	-
未行使残	10,000	27,400	-

	第 6 - 4 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第 9 - 2 回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	11,000	266,000	36,000
付与	-	-	-
失効	-	6,000	3,000
権利確定	2,200	-	-
未確定残	8,800	260,000	33,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	2,200	-	-
権利行使	1,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	1,200	-	-

	第 9 - 3 回新株予約権	第 9 - 4 回新株予約権	第 9 - 5 回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	13,000	7,000	152,000
付与	-	-	-
失効	1,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	12,000	7,000	152,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	60,000	-
付与	-	96,000
失効	5,000	-
権利確定	-	-
未確定残	55,000	96,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	32	77	77
行使時平均株価(円)	-	-	2,104
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	77	313	313
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-

	第4-2回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	313	313	313
行使時平均株価(円)	2,104	2,502	2,851
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-

	第6-2回新株予約権	第6-3回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	313	313	313
行使時平均株価(円)	-	2,502	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-

	第6-4回新株予約権	第9回新株予約権	第9-2回新株予約権
権利行使価格(円)	313	313	313
行使時平均株価(円)	2,104	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第9-3回新株予約権	第9-4回新株予約権	第9-5回新株予約権
権利行使価格(円)	313	313	313
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	313	340
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注) 第2回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の一部にかかる行使時平均株価は、権利行使時点において当社が非上場のため記載しておりません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	4,736,143千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	69,274千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年7月31日)	当事業年度 (平成30年7月31日)
繰延税金資産		
貸倒損失	90千円	81千円
ポイント引当金	1,529	-
未払賞与	4,185	7,026
未確定債務	4,927	5,713
一括償却資産	3,177	1,445
投資有価証券評価損	3,408	3,062
関係会社株式評価損	-	20,264
資産除去債務	3,782	31,526
未払事業税	-	9,327
繰越欠損金	1,142,138	1,442,231
その他	1,845	4,154
繰延税金資産小計	1,165,086	1,524,832
評価性引当額	1,162,482	1,442,357
繰延税金資産合計	2,603	82,474
繰延税金負債		
還付事業税	2,603	-
資産除去債務に対応する除去費用	-	29,541
繰延税金負債合計	2,603	29,541
繰延税金資産の純額	-	52,933

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年と見積り、割引率は0.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
期首残高	- 千円
簡便法から原則法への変更による影響額	106,809
見積りの変更による減少額	4,442
時の経過による調整額	576
期末残高	102,943

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、本社事務所の拡張を行ったことに伴い、使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

また、資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。これは、当事業年度において本社事務所の拡張を行ったことにより、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったことによるものであります。

これにより、当事業年度において資産除去債務を102,943千円計上しております。なお、見積りの変更による影響額は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社は「印刷事業」と「運送事業」の2つを報告セグメントとしております。

「印刷事業」は印刷・集客支援(広告)のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」を運営しております。「運送事業」は物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

なお、当社では事業セグメントへの資産の配分は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2.4	財務諸表 計上額 (注)3
	印刷事業	運送事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	7,500,337	168,670	7,669,008	6,047	7,675,055	-	7,675,055
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	7,500,337	168,670	7,669,008	6,047	7,675,055	-	7,675,055
セグメント利益 又は損失()	1,061,241	25,681	1,035,560	6,047	1,041,608	2,186,748	1,145,140
その他の項目							
減価償却費	85,199	1,041	86,241	-	86,241	19,013	105,255
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	58,688	-	58,688	-	58,688	18,644	77,332

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム構築支援事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 2,186,748千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

4. その他の項目の調整額は、全社資産に係るものであります。

当事業年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2. 4	財務諸表 計上額 (注) 3
	印刷事業	運送事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	10,594,813	509,354	11,104,167	70,081	11,174,249	-	11,174,249
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	12,115	12,115	-	12,115	12,115	-
計	10,594,813	521,470	11,116,283	70,081	11,186,365	12,115	11,174,249
セグメント利益 又は損失()	1,897,787	76,714	1,821,073	32,924	1,853,997	1,760,959	93,038
その他の項目							
減価償却費	90,484	1,041	91,526	-	91,526	24,701	116,228
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	4,030	-	4,030	-	4,030	44,042	48,072

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム構築支援事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,760,959千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. その他の項目の調整額は、全社資産に係るものであります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
 前事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	(株)オプトホールディング	東京都千代田区	7,835,926	広告事業	(被所有) 直接 19.7	営業活動の支援者	第三者割当増資	235,012	-	-

(注) 当社が行った第三者割当増資を、(株)オプトホールディングが1株につき82,000円で引き受けたものであります。

当事業年度（自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日）
 該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
 前事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）
 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	松本 恭攝	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 17.9	-	新株予約権の権利行使 (注)	130,502	-	-
役員	永見 世央	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.3	-	新株予約権の権利行使 (注)	48,471	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の権利行使は、平成24年11月13日開催の臨時株主総会決議及び平成24年11月5日取締役会決議に基づき付与された第2回有償新株予約権、平成26年10月24日開催の定時株主総会決議及び平成26年11月21日取締役会決議に基づき付与された第5回有償新株予約権、平成27年5月22日開催の臨時株主総会決議及び平成27年5月12日取締役会決議に基づき付与された第7回有償新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
1株当たり純資産額	205.90円	242.29円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ()	79.55円	0.72円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	0.66円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失 () であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成30年 2月 1日付で株式 1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () 及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当事業年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、当社は平成30年 5月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () 及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ()		
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	1,175,411	15,459
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	1,175,411	15,459
普通株式の期中平均株式数 (株)	14,775,900	21,341,083
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	1,998,486
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式 (6,896,100株) なお、潜在株式の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおりであります。 B種優先株式 (2,500,000株) なお、潜在株式の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおりであります。 新株予約権19種類 (26,548個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	56,569	134,740	-	191,309	28,149	15,056	163,159
機械及び装置	582,936	-	-	582,936	163,670	58,293	419,265
工具、器具及び備品	25,706	11,669	-	37,375	17,250	7,081	20,124
リース資産	170,000	-	-	170,000	59,500	17,000	110,500
有形固定資産計	835,211	146,409	-	981,620	268,571	97,431	713,049
無形固定資産							
ソフトウェア	95,472	4,030	-	99,502	45,314	16,443	54,188
無形固定資産計	95,472	4,030	-	99,502	45,314	16,443	54,188
長期前払費用	-	102	-	102	-	-	102

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	京都事務所開設に伴う内装工事費用等	31,728千円
	資産除去債務計上による増加	102,367千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	260,000	220,000	0.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	194,868	194,868	1.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	33,767	36,556	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	286,298	91,430	1.0	平成31年～32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	77,958	41,402	-	平成31年～32年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	852,892	584,256	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	91,430	-	-	-
リース債務	41,402	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	191	13	191	-	13
ポイント引当金	4,486	-	3,395	1,091	-

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、ポイントの失効による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	783
預金	
普通預金	6,165,395
定期預金	200,038
小計	6,365,434
合計	6,366,217

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)マイナビ	2,020
(株)イトーキ	786
合計	2,807

期日別内訳

相手先	金額(千円)
平成30年10月満期	393
平成30年11月満期	2,414
合計	2,807

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ(株)	530,670
(株)ネットプロテクションズ	457,710
(株)エポラブルアジア	57,217
(株)エス・エム・エス	13,391
(株)ソウルドアウト	10,337
その他	67,587
合計	1,136,914

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ <u>(B)</u> 365
728,219	12,068,189	11,659,494	1,136,914	91.1	28.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
プリントネット(株)	187,935
伊藤忠紙パルプ(株)	105,479
昭栄印刷(株)	84,399
(株)ニシカワ印刷	45,068
(株)グラフィック	39,947
その他	444,173
合計	907,003

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	4,903,776	7,938,376	11,174,249
税引前四半期(当期)純損失()(千円)	-	129,630	80,416	19,535
当期純利益又は四半期純損失()(千円)	-	132,135	84,173	15,459
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	-	7.83	4.31	0.72

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	5.15	1.92	3.62

(注) 1. 当社は、平成30年5月31日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間及び当第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、平成30年2月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失()を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末から3か月以内
基準日	毎年7月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://corp.raksul.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成30年4月27日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成30年5月15日及び平成30年5月23日関東財務局長に提出。
平成30年4月27日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第9期第3四半期）（自平成30年2月1日至平成30年4月30日）平成30年6月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成30年10月23日関東財務局に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月23日

ラクスル株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 愛雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクスル株式会社の平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクスル株式会社の平成30年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。